

児童生徒を取り巻く性に関する状況

児童生徒を取り巻く性に関する状況において、性の多様性など様々な課題が見られます。これらは、生徒指導にも直結する課題です。

性に関する課題への対応には、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」としての組織づくりを進めることなどが求められています。

平成 27 年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が発出され、具体的な配慮事項などが示されました。また、この通知において、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることが明記されました。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施し、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとされています。

指導に当たっては、

- ・発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者の理解を得ること
- ・事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童生徒の状況等に
応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくこと

などに留意し、計画性をもって実施することが求められています。また、地域や学校の実情に応じて、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用することも考えられます。

問題や心配事を抱えた児童生徒は、表情や態度などを通じて何らかのサインを発することが少なくありません。教職員はそうしたサインに気付けるよう努めるとともに、気付いた際は、事態を深刻化させないためにチーム支援に基づく迅速な対応を行うことが必要です。

問題への対応に当たっては、教職員の誰かが得た情報を教職員間で共有する場を設け、生徒指導部、教育相談部、保健指導部などのそれぞれの組織が情報を共有し、役割を分担した上でチームとして取組を進めることができる実効性のある組織体制を築いていくことが重要です。

（『生徒指導提要』（令和 4 年 12 月 文部科学省）より 一部改変）